

コミュニティについて

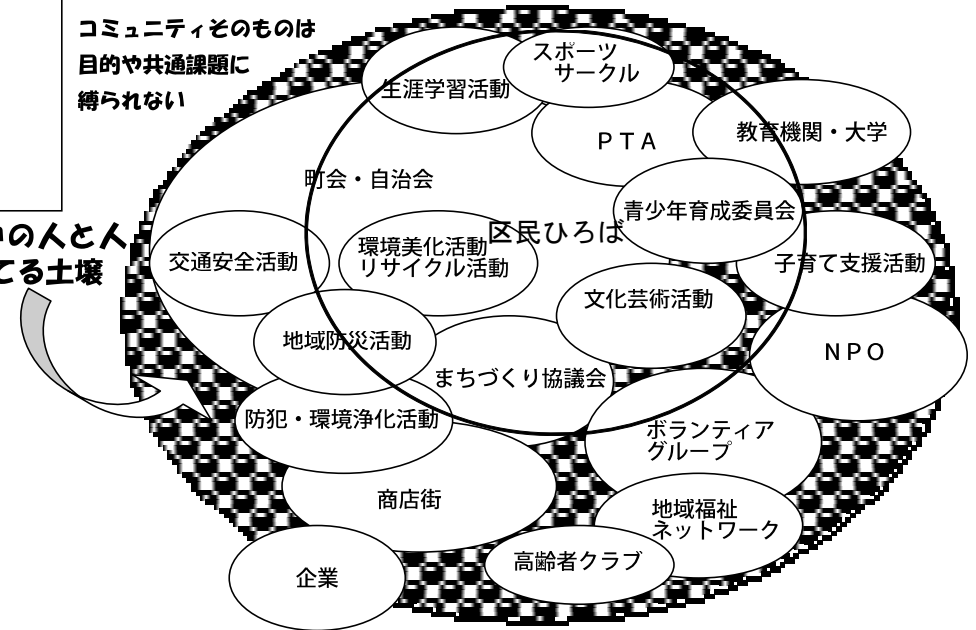
コミュニティを「地域における多様な人々とのつながり」と定義し、コミュニティを基盤（1階部分）として地域活動やそれを担うための組織・集団（2階部分）が形成される。人々との緩やかなつながりをコミュニティとして捉え、活動や組織・集団は、コミュニティという土壌の中から、相互の信頼関係や共通の認識、目的等を媒体として形成されるもの。

「コミュニティ」の考え方
 コミュニティの意義と原則

1. コミュニティの意義
 - (1) コミュニティとは、地域における多様なつながりをいう。
 - (2) 地域における活動及びそれを担う組織・集団はコミュニティを基盤として形成される。
2. コミュニティを基盤とする活動の原則
 - (1) 区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とする。
 - (2) 区民一人ひとりの生活を豊かにすることを目的とする。
 - (3) 子どもから大人まで、世代を超えた交流と学び合いを大切にする。

コミュニティを基盤として様々な活動や組織が生まれる

コミュニティそのものは
目的や共通課題に
縛られない



これまでの、コミュニティ=組織・
集団という捉え方が多い

→ コミュニティ=地域の中の人と人
とのつながり、活動を育てる土壌

他の自治体条例の「コミュニティの定義」

- ニセコ町 町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。
- 吉川町 コミュニティとは、お互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的とし、自主的に結ばれた地域内の住民組織及び集団をいいます。
- 多摩市 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。
- 川崎市 居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織をいいます。

◎ 区の役割

- (1) 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。
- (2) 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。

◎ まちづくりに関する提案等

- (1) 区民は、地域の共通課題について考え、合意形成を図るための自主的な協議に自発的な意思に基づき参加することができる。
- (2) 区民は、前項の協議を通じ、まちづくりに関する区民の考えを区長に提案することができる。
- (3) 区長は、前項の提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、区政に反映させるよう努めなければならない。

地域の共通課題についての開かれた話し合いの場

区民が主体のまちづくり（住民自治の実現）

まちづくりの活動をするためには組織・集団が必要となり、
ここでは共通な課題や目的が共有されることが重要になる
⇒地域の合意形成の仕組みづくり